様式第８号（第８条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

椎葉村遊休施設減額譲渡可否決定通知書

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　椎葉村長

　　年　　月　　日付で申請のあった椎葉村遊休施設減額譲渡申請書の減額譲渡について、審査の結果次のとおりとなりましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 所在地 |  |
| 審査結果 | 決　定　　　・　　　却　下 |
| 譲渡金額 | 円 |
| 却下の理由 |  |

決定条件

１　譲渡にかかる経費及び手続については、適用事業者が負担するものとする。

２　奨励措置を受ける適用事業者は、村長の許可なく利用施設の用途を廃止し、利用施設を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、減額譲渡による所有権の移転を行った日から10年を経過したものについては、この限りでない。